

犯罪オープンデータのファイルの名称に係る手口名の表記一覧

手 口 名	ファイル名称の表記
ひったくり	hittakuri
車上ねらい	syazyounerai
部品ねらい	buhinnerai
自動販売機ねらい	zidouhanbaikinerai
自動車盗	zidousyatou
オートバイ盗	ootobaitou
自転車盗	zitensyatou

注：半角の表記とする。

ウェブサイトに掲載する統一的注記

【公開項目に関する内容】

1 罪名

当該犯罪の刑法上の罪名です。

2 手口

当該犯罪の手口の名称です。

3 管轄警察署（発生地）

- 当該犯罪が発生した場所（地域）を管轄する警察署の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、被害の届出を受理した警察署の名称が登録されていることがあります。

4 管轄交番・駐在所（発生地）

- 当該犯罪が発生した場所（地域）を管轄する交番・駐在所の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

5 市区町村コード（発生地）

- 当該犯罪が発生した市区町村に対応する「市区町村コード（総務省が設定している全国地方公共団体コード。令和6年1月1日現在のもの。）」です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

6 都道府県（発生地）

- 当該犯罪が発生した都道府県の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

7 市区町村（発生地）

- 当該犯罪が発生した市区町村の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合等は、空欄となっています。

8 町丁目（発生地）

- 当該犯罪が発生した町丁目の名称です。
- 犯罪の発生地が判明しない場合、事件関係者のプライバシー等を考慮する必要がある場合等は、空欄となっています。

9 発生年月日（始期）

- 当該犯罪が発生した年月日です。
- 発生年月日に幅がある場合は、その始期を表示しています。

10 発生時（始期）

- 当該犯罪が発生した時刻（24時制）です。
- 発生時に幅がある場合は、その始期を表示しています。

11 発生場所

- 当該犯罪が発生した場所の情報です。
- 発生場所の情報は、以下の区分としています。
 - ・ ひったくり
道路上、その他
 - ・ 自動販売機ねらい
道路上、駐車（輪）場、その他
 - ・ 車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗
道路上、駐車（輪）場、一戸建住宅、4階建以上共同住宅、その他の住宅（3階建以下共同住宅等）、その他

12 発生場所の詳細（ひったくりを除く）

発生場所の詳細情報であり、以下の区分としています。

- ・ 駐車（輪）場、その他

13 被害者の性別（ひったくり）

当該犯罪の被害者の性別で、以下の区分としています。

- ・ 男性
- ・ 女性
- ・ 法人・団体
- ・ 被害者なし

14 被害者の年齢（ひったくり及び自転車盗）

当該犯罪の被害者の年齢層で、以下の区分としています。

- ・ 10歳未満
- ・ 10歳代
- ・ 20歳代
- ・ 30歳代

- ・ 40歳代
- ・ 50歳代
- ・ 60-64歳
- ・ 65-69歳
- ・ 70歳以上
- ・ 不明
- ・ 法人・団体、被害者なし

15 被害者の職業（自転車盗）

当該犯罪の被害者の身分で、以下の区分としています。

- ・ 小学生
- ・ 中学生
- ・ 高校生
- ・ 大学生
- ・ その他
- ・ 法人・団体、被害者なし

16 施錠関係（車上ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗）

車上ねらい及び自転車盗は、被害時の車両の施錠状況について、自動車盗及びオートバイ盗は、被害時のエンジンキーの状況について、それぞれ以下の区分としています。

○ 車上ねらい及び自転車盗

- ・ 施錠した
- ・ 施錠せず

○ 自動車盗及びオートバイ盗

- ・ キーあり
- ・ キーなし

※ 「キーあり」とは、エンジンキーがスイッチに差し込まれていたか、運転席又は車両の周辺に放置された状態で被害に遭ったものをいい、「キーなし」とはそれ以外のものをいいます。

17 盗難防止装置の有無（自動車盗及びオートバイ盗）

被害車両に盗難防止装置が装備されていたかどうかについて、以下の区分としています。

- ・ あり
- ・ なし

18 現金被害の有無（ひったくり、車上ねらい及び自動販売機ねらい）

現金の被害があったかどうかについて、以下の区分としています。

- ・ あり
- ・ なし

19 現金以外の主な被害品（部品ねらい、自動車盗及びオートバイ盗）

現金以外の主な被害品について、以下の区分としています。

※ 「なし」は未遂事件で被害品がない場合です。

○ 部品ねらい

- ・ タイヤ・ホイール
- ・ ナンバープレート
- ・ カーナビ
- ・ その他
- ・ なし

○ 自動車盗

- ・ 乗用自動車
- ・ 貨物自動車
- ・ 特殊自動車
- ・ その他
- ・ なし

○ オートバイ盗

- ・ 自動二輪（50cc超）
- ・ 原動機付自転車（50cc以下）
- ・ その他
- ・ なし

ウェブサイト利用規約

1 当ウェブサイト利用について

当ウェブサイトで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）の著作権は、特記されていない限り、千葉県警察に帰属し、権利表記の記載がない限り公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）に準拠した利用条件の下で、利用することができます。

公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）のうち、本サイト独自の出典記載例や本ルール適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については、「公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）に関する重要情報」を参照してください。

公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）に関する重要情報

※ 下線にリンクを貼り付け

(https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

1.1 出典の記載について

(1) コンテンツを利用する場合は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：千葉県警察ウェブサイト（当該ページのURL）

出典：「千葉認知件数」（千葉県警察）（当該ページのURL）（〇年〇月〇日に利用）など

(2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも千葉県警察が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「千葉認知件数」（千葉県警察）（当該ページのURL）を加工して作成

「千葉認知件数」（千葉県警察）（当該ページのURL）をもとに〇〇株式会社作成など

1.2 第三者の権利を侵害しないようにしてください

(1) コンテンツの中には、第三者（千葉県警察以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。

第三者が著作権を有している、又は第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権等）を有しているコンテンツがある場合には、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

(2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示等しているものもありま

すが、明確に第三者が権利を有している部分の表示等を行っていないものもあります。
利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

- (3) 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。
- (4) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

1.3 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

※ 個別法令による制約について特に注意喚起したいものがある場合は記載すること

1.4 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

- (1) 組織や事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン
- (2) 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ

（別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツは、本利用ルールの別紙に列挙しています。）

※ 第三者に権利があることを表示・示唆している場合や別のルールが適用されるコンテンツがある場合などは別紙に列挙して掲載すること